

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針及び 関係法令（施行規則）の見直しに係る論点

### 1 死亡牛検査の対象範囲の変更案

- (1) 一般的な死亡牛の検査対象月齢を 48 か月齢以上から 96 か月齢以上に引き上げ
- (2) BSE 発生リスクの高い特定臨床症状牛（全月齢）及び歩行困難・起立不能牛（48 か月齢以上）については現行月齢を維持

上記案の妥当性は「検査対象月齢見直しの妥当性について」（別紙 2-1）のとおり。

#### <改正が必要な関係法令>

48 か月齢以上 96 か月齢未満の牛で検査対象から外れる牛が生じ、死亡牛の運搬、検査等の体制に混乱が生じうるため、検査漏れを防ぐ観点から、対象牛を全て省令に明記。

#### ○ 届出を行うべき死亡牛の月齢【牛海綿状脳症特別措置法施行規則第 1 条】

（現 行）満 48 か月齢以上

- （改正案）
- ① 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛
  - ② 生前に歩行困難、起立不能等であった 48 か月齢以上の死亡牛
  - ③ ①及び②以外の 96 か月齢以上の死亡牛

#### ○ 検査対象の死亡牛の月齢【家畜伝染病予防法施行規則第 9 条第 22 項第 10 号】

（現 行）月齢又は推定月齢が満 48 か月以上で死亡した牛の死体

- （改正案）
- ① 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛
  - ② 生前に歩行困難、起立不能等であった 48 か月齢以上の死亡牛
  - ③ ①及び②以外の 96 か月齢以上の死亡牛

## 2 48 か月齢以上 96 か月齢未満の死亡牛の取扱い【通知】

1 のとおり、これまで検査対象であった 48 か月齢以上の死亡牛のうち 96 か月齢未満の死亡牛については、一般的な死亡牛の届出及び検査が除外されるが、特定臨床症状牛、歩行困難・起立不能牛は、引き続き、届出及び検査の対象となるため、それら具体的な定義、症状等については、生産者、臨床獣医師等に対し、説明会の開催等により、改めて周知・徹底する。その想定される流れは、別紙 2-2 のとおり。

## 検査対象月齢見直しの妥当性について

- 1 世界的に、BSEの発生は終息に向かっており、我が国においても、厳格な飼料規制及び動物検疫の実施により、同病が国内で発生するリスク及び国内へ侵入するリスクは大幅に低下している状況。これを踏まえ、今後はBSEリスクの高い牛群を対象を絞りサーベイランスを実施し、飼料規制の有効性を継続的に監視しつつ、本病が発生した際に的確に摘発する体制を維持することが重要。
- 2 特定臨床症状牛（全月齢）及び歩行困難・起立不能牛（48ヶ月齢以上）については、BSEリスクが高い牛群としてこれまでもサーベイランスを実施してきたところであり、今後も、当該牛群のサーベイランスは継続する必要。
- 3 一方、非定型BSEは、①臨床症状を呈さないことが多いこと、②飼料との関連性が証明されていないこと、③地理的分布が一定であり、高齢牛で弧発的に発生すること等が示唆されているが、未だ科学的知見に乏しく、引き続き、発生動向を監視する必要。この際、監視対象については、発生の最も多いEUにおいて、97%以上の発生が96か月齢以上の牛で確認されていることから（別紙2-3）、非定型BSEの発生動向を把握するためには、96か月齢以上の一般的な死亡牛を対象にすることが効果的。

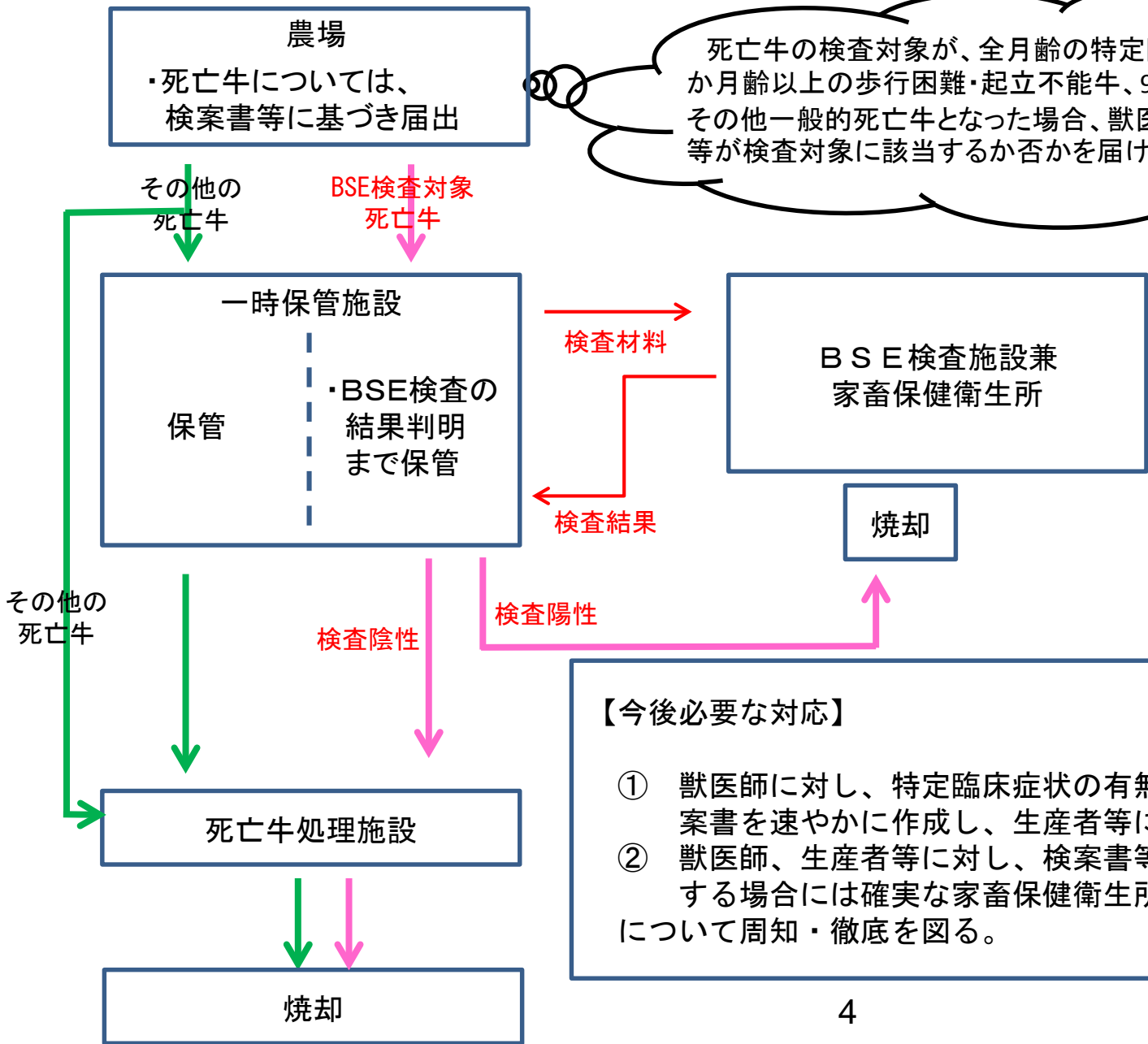
※ 我が国では、家畜伝染病予防法上、定型BSE及び非定型BSEのどちらも「牛海綿状脳症」として位置付けられており、防疫措置等に差はない。

なお、一般的な死亡牛の検査月齢を96か月齢以上に引き上げた場合でも、「無視できるBSEリスク」の国のステータスを維持するために必要なサーベイランスポイントは獲得できる見込み（参考資料6）。

※ B型サーベイランスで7年間に15万ポイント

# 今後の死亡牛の流れとBSE検査の流れ(想定)

死亡牛の検査対象が、全月齢の特定臨床症状牛、48か月齢以上の歩行困難・起立不能牛、96か月齢以上のその他一般的死亡牛となった場合、獣医師又は生産者等が検査対象に該当するか否かを届け出る必要。



BSE検査施設兼  
家畜保健衛生所

焼却

- 【今後必要な対応】
- ① 獣医師に対し、特定臨床症状の有無や生前の状態を含む検案書を速やかに作成し、生産者等に伝えること
  - ② 獣医師、生産者等に対し、検案書等により検査対象に該当する場合には確実な家畜保健衛生所への届出を徹底することについて周知・徹底を図る。

EUにおける非定型BSEの発生頭数(2001年～2017年)

別紙2-3

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計	
	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L	H / L
オーストリア	/	/	/	/	/	/	/ 1	/	/	1 / 1	/	/	/	/	/	/	/	1 / 2	3
チェコ	/	/	/	/	/	/	1 /	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1 / 0	1
ドイツ	/	/ 1	/ 1	1 /	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1 / 1	/	/	/	2 / 3	5
デンマーク	/	/	/	/ 1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0 / 1	1
スペイン	/	/	1 /	/	/	1 /	/ 1	1 / 1	2 / 2	/	1 / <sup>(1)</sup>	1 / 2 <sup>(1)</sup>	/	/ 1	/ 1	1 /	1 / 2	9 / 10	19
フランス	1 /	2 / 1	3 / 1	/ 1	/ 1	/ 2	1 / 1	2 / 3	2 / 2	2 / 1	/	/ 1	2 /	1 / 2	/	3 /	/	19 / 16	35
アイルランド	/	1 /	/	/	/	/	/	/	/	1 /	1 /	/	1 /	/	/	/	/ 1	4 / 1	5
イタリア	/	/ 1	/ 1	/	/	/	/ 1	/	/ 1	/	/ 1	/	/	/	/	/	/	0 / 5	5
オランダ	1 /	/ 1	/ 1	/	/	/	/	/	/	/ 1	/	/	/	/	/	/	/	1 / 3	4
ポーランド	/	/ 1	/	/ 2	/ 2	1 / 1	/ 2	/	1 /	/	/ 1	/ 2	/ 1	/	/	/	/	2 / 12	14
ポルトガル	/	/	/	1 /	2 /	/	1 /	2 /	/	/	1 /	/	/	/	/	/	/	7 / 0	7
ルーマニア	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/ 2 <sup>(3)</sup>	/	/	/	0 / 2	2
スウェーデン	/	/	/	/	/	1 /	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1 / 0	1
スロベニア	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	1 /	/	/	1 / 0	1
英国	/	/	/	/	1 / 1	/ 1	2 / 2	/ 2	1 /	/ 1	1 / 1	/ 1	1 /	/	1 /	/	/	7 / 9	16
合計	2 / 0	3 / 5	4 / 4	2 / 4	3 / 4	3 / 4	5 / 8	5 / 6	6 / 5	4 / 4	4 / 3	1 / 6	4 / 1	2 / 6	2 / 1	4 / 0	1 / 3	55 / 64	119
	2	8	8	6	7	7	13	11	11	8	7	7	5	8	3	4	4	119	

(1)黄色塗りつぶし部分のカッコ内は96ヶ月齢未満での発生

・スペイン:2011年(83ヶ月齢)、2012年うち1件(90ヶ月齢)

・ルーマニア:2014年うち1件(75ヶ月齢)